



夜桜のライトアップを実施します

問合先 商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)、岩倉市商工会 (☎ 66-3400)

市民の皆さんに夜桜を楽しんでいただくために、ライトアップを実施します。なお、区間を限定して行います。

●とき 3月24日(金)～4月2日(日)午後6時～8時30分

●ところ 一豊橋、長瀬橋、八剣橋の周辺

※「令和5年岩倉桜まつり」は中止となりますので、休憩所等の飲食ブース・露店の出店、臨時駐車場の設置なども行いません。ご理解いただきますようお願いします。



「岩倉街道山車巡行とからくり実演・山車展示」も実施されます。

詳しくは、33ページをご覧ください。

令和4年の市内の交通事故発生状況をお知らせします

協働安全課防災安全グループ (☎ 38-5831)

年	人身事故								物損事故
	死亡		重傷		軽傷		計		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
令和3年	0	0	1	1	119	133	120	134	1016
令和4年	1	1	6	6	165	188	172	195	951

(令和4年は暫定数)

近年は、自転車が加害者になる事故も発生しており社会問題となっています。市内でも、**自転車**がかかる事故は、令和3年は**39件**、令和4年は**66件**と増加しています。また、交通死亡事故も発生し、人身事故も昨年と比べ、増加傾向にあります。運転する際は、交通ルールを守り、周囲に気を配りながら、走行するよう心掛けましょう。

自転車は**軽車両**です。原則車道を走行してください(道路交通法に記載された歩道通行可の標識などのある場合を除く)。

- 交通事故の特徴 -

- ・駐車場の出入口や交差点内での出会い頭の事故が多い
- ・**自転車乗車中**の事故が多い
- ・高齢者の事故が多い

- 交通事故防止のポイント -

【ドライバー】

- ・早めのライト点灯、ハイビームの活用
- ・「かもしれない」運転の心掛け

【自転車】

- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ヘルメットを着用

【歩行者】

- ・道路の無理な横断はしない
- ・明るい服装、反射材の活用

新型コロナワクチン接種について（令和5年2月10日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報メール



公式LINE

ワクチン接種を希望する人（接種券が届いた人）は、令和5年3月31日までに予約・接種をすることをおすすめします。

※現段階では、オミクロン株対応ワクチン等（従来型ワクチンを2回以上接種した12歳以上の人）は、1人1回に限られる追加接種（3～5回目接種）です。前回接種日から3カ月経過後に接種ができます。

※何らかの理由でオミクロン株対応ワクチンを接種できない18歳以上の人は、武田社（ノババックス）の従来型ワクチン（1価）の追加接種も可能です（11月8日以降）。前回接種日から6カ月経過後に接種ができます。

接種会場や予約方法など、詳細については愛知県のホームページをご覧ください。

※接種券を紛失した人や岩倉市に転入した人等（岩倉市において接種記録が確認できない人を含む）については、接種券の発行申請が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

4月以降のワクチン接種について

現段階では、4月以降のワクチン接種については、今後も国が科学的知見等を踏まえさらに検討を進めていくことになっています。

詳細（対象者や回数、接種間隔、使用するワクチンなど）が、決まり次第、ほっと情報メール、LINE 等でご案内します。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業は 3月31日(金)で終了します

新型コロナウイルス感染者等で外出ができない人に食料品をお届けしていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者および濃厚接触者の行動制限の緩和に伴い、3月31日で終了になります。

災害に備えるのと同様に感染症に罹患した場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。



愛知県議会議員一般選挙

投票日：令和5年4月9日(日) 投票時間：午前7時～午後8時

任期満了に伴う愛知県議会議員一般選挙が、告示日3月31日(金)、投票日4月9日(日)の日程で行われます。この選挙は、4月23日(日)に行われる市議会議員選挙とともに、私たちの生活に直接つながりのある人を選ぶ大切な機会です。「自分一人くらい」という気持ちを捨て、ぜひ投票に参加しましょう。

投票できる人

- 年齢 平成17年4月10日以前に生まれた人
- 対象 ①令和4年12月30日以前に岩倉市の住民票が作成され(転入届を出し)、引き続き令和5年3月30日まで岩倉市の住民基本台帳に記録されている人
②令和4年11月30日以降に転出した人のうち、岩倉市の住民票が作成された日から引き続き3カ月以上岩倉市の住民基本台帳に記録されていた人

市内に転入した人

令和4年12月31日以降に岩倉市へ転入届を出された人は、岩倉市の選挙人名簿にまだ登録されないため、岩倉市では投票することができません。ただし、前住所地が愛知県内の場合には、特別な場合を除き、前住所地で投票することができます。

なお、投票するときには、前住所地の選挙管理委員会に、引き続き愛知県内の区域に住所を有することの確認を受ける必要があります。該当する人は、投票所の受付で申し出てください。

市外に転出した人

岩倉市の選挙人名簿に登録されていた人で、令和4年12月31日以降に岩倉市から愛知県内の他の市町村へ転出した人、または転出する人は、特別な場合を除き、岩倉市で投票することができます。

なお、投票するときには、岩倉市選挙管理委員会に、引き続き愛知県内の区域に住所を有することの確認を受ける必要があります。該当する人は、投票所の受付で申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。(感染症対策として、当日投票所の混雑を避けるために期日前投票をすることもできます。)

◆とき 4月1日(土)～8日(土)午前8時30分～午後8時

◆ところ 市役所2階会議室1

※期日前投票には、入場券をお持ちください。(未着の場合は不要です。)

※あらかじめ宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

大事な投票、忘れずに!



投票所の コロナ対策

- ・各投票所および期日前投票所の入り口にアルコール消毒液を設置します。
- ・受付係、投票用紙交付係等の前に、飛沫防止フィルムを設置します。
- ・記載台や鉛筆は、定期的に消毒します。また、使い捨て鉛筆も用意しています。
- ・投票所内では、定期的に換気を行います。
- ・筆記用具は投票所に準備しますが、持参した鉛筆、シャープペンシルを使用することもできます(ただし、水性ペンなどインクがにじむ可能性のあるものは使用できません)。
- ・投票にお越しの際には、咳エチケット、来場前後の手洗い等の予防策にご協力ください。

候補者等を 知るには

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、4月3日(月)ごろから戸別にお届けします。また、市ホームページにも掲載します。

選挙公報は配達員が順次お届けしますが、お手元に届かない場合は、岩倉市選挙管理委員会までご連絡ください。

愛知県議会議員一般選挙について
もっと知りたい人はこちら→
投票所の混雑状況も掲載して
います。



不在者投票

●滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。なお、事前に手続きが必要ですので、岩倉市選挙管理委員会にお尋ねください。また、郵送までに日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ右表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便で不在者投票するためには、事前に郵便等投票証明書が必要となりますので、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

●病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

障害の種類	交付手帳名 身体障害者 手帳	戦傷病者 手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～ 第2項症
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～ 第3項症
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～ 第3項症

新型コロナ ウイルスで 療養中の入

新型コロナウイルス感染症により療養されている人等で、一定の要件を満たす人は、自宅や宿泊先において、特例郵便等投票制度を利用して郵便等により投票できます。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。



特例郵便等投票制度についての詳細はこちら⇒

当日の 投票所

投票所の区域は、主な行政区または町名で記載してあります。

※投票日当日は、ご案内した指定の投票所以外での投票はできません。投票所の場所は、お手元の投票所入場券でご確認ください。

**今回の選挙から、上投票所の場所が変わります。
詳しくは次のページをご確認ください**

投票所	投票区の区域
北第一（八剣会館）	八剣町、井上町
北第二（石仏会館）	石仏町、神野町
上（岩倉北小学校屋内運動場等 複合施設（多目的スペース））	東町、中野町、本町（北口）、 本町（門前）
天神（第二児童館）	西市町、鈴井町、泉町、 宮前町
中第一（くすのきの家）	中本町、本町（上市場）、 下本町
中第二（第三児童館）	大市場町、下本町、昭和町 一丁目・二丁目
中央（市役所）	栄町、中央町、旭町、 新柳町
南第一（岩倉南小学校）	大地町、大地新町、川井町、 南新町
南第二（第七児童館）	稻荷町、曾野町、 昭和町三丁目
西（北島町公会堂）	北島町、野寄町
下（防災コミュニティセン ター）	大山寺町、大山寺元町、 大山寺本町、五条町
東（岩倉団地集会所）	東新町

代理投票等

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

投票所 入場券

投票所入場券は、3月29日(水)頃から順次発送します。(世帯ごとに郵送します。)

入場券は、棄権防止、投票所内での整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

開票

選挙人は、開票を参観することができます。会場では、係員の指示に従い、静粛にしてください。

- とき 4月9日(日)午後9時～
- ところ 総合体育文化センター（アリーナ）

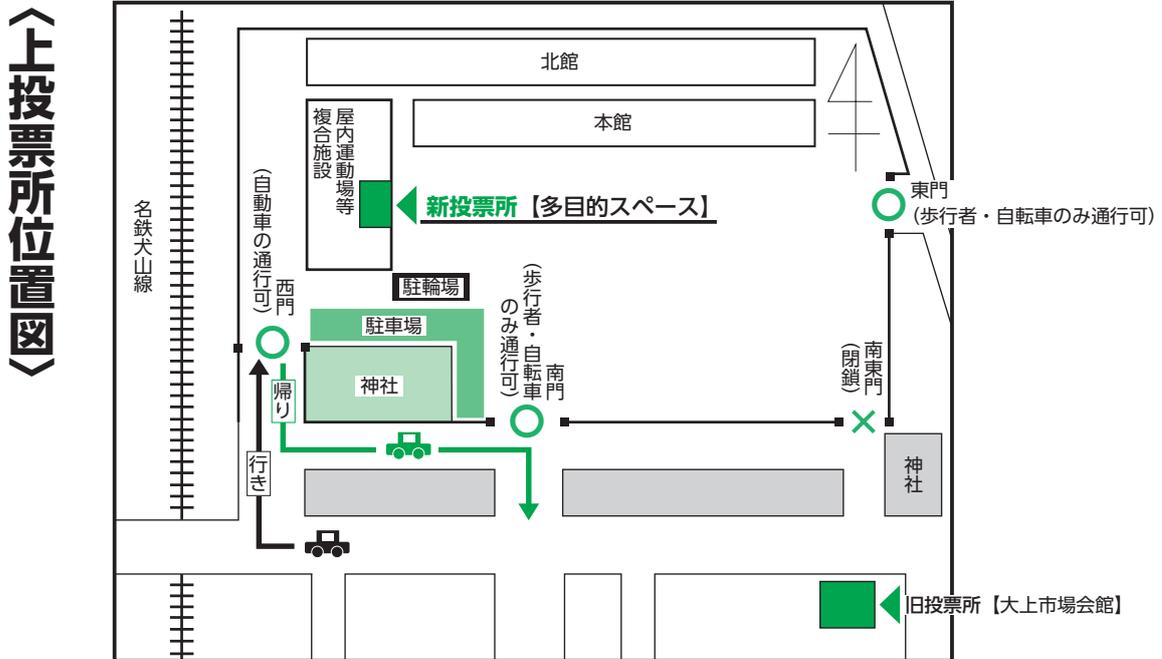
◆問合先 岩倉市選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）



令和5年4月9日執行の愛知県議会議員一般選挙から、 上投票区の投票所が変更になります

これまで、上投票区の投票所として大上市場会館を使用していましたが、令和5年4月9日執行の愛知県議会議員一般選挙からは、岩倉北小学校屋内運動場等複合施設内の多目的スペースに変更になります。

上投票区の人で、当日投票をされる人は、投票所をお間違えにならないよう、お気を付けください。



令和5年2月5日執行 愛知県知事選挙結果（岩倉市開票区）

選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）

投票結果

（単位：％）

投票区 区分	北第一	北第二	上	天神	中第一	中第二	中央	南第一	南第二	西	下	東	計
男	33.08	36.46	34.86	39.53	39.11	34.32	37.84	33.45	33.91	39.45	34.90	32.91	35.59
女	35.51	37.09	36.61	37.40	40.76	36.16	38.80	33.81	35.88	35.22	36.67	38.07	36.78
計	34.30	36.77	35.73	38.42	39.96	35.24	38.33	33.63	34.89	37.26	35.77	35.49	36.19

開票結果

区分	候補者					
	安江 あきら	末永 けい	山下 しゅんすけ	上原 しゅんすけ	尾形 けいこ	大村 ひであき
得票数	1,162.000	710.000	640.520	589.479	1,708.000	8,565.000

同じ名の候補者で投票を按分しているため、得票数に少数点以下を表示しています。

得票総数 (A)	按分の際の切捨て (B)	有効投票数 (C) (A)+(B)	無効投票数 (D)	投票総数 (C)+(D)	持ち帰り・その他
13,374.999	0.001	13,375	307	13,682	1

令和5年度タクシー料金助成利用券をお渡しします

長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者等の日常生活における外出支援のため、下表のとおり、タクシー料金助成利用券をお渡しします。

- **申込受付** 令和5年度分の利用券（4月1日から利用できます）を3月27日(月)から交付します。
- **申請に必要なもの** 住所・氏名の確認できるもの（マイナンバーカード等）
※心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券の申請をされる人は、障害者手帳もあわせてご持参ください。
- **申込・問合せ先**
 - ▼岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用券、すこやかタクシー乗降介助料の助成利用券、岩倉市高齢者リフトタクシー料金助成利用券について…長寿介護課 (☎ 38-5811)
 - ▼岩倉市心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券について…福祉課 (☎ 38-5809)

事業名	対象者（いずれも市内在住）	助成額	交付枚数 ^{※1}
心身障がい者福祉タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・身体障害者手帳の内容に、下肢、体幹または視覚の3級が記載されている人 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 	1乗車につきタクシー基本料金と迎車料金	月3枚
高齢者すこやかタクシー ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・満85歳以上の人 	1乗車につきタクシー基本料金と迎車料金	月2枚
高齢者すこやかタクシー（乗降介助）	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人 	基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金（1回500円を限度）	月2枚
高齢者等リフトタクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・市が認定した、在宅で常時ねたきり状態の人 ・在宅で要介護状態区分が要介護4または5に認定された人 ・在宅で身体障害者手帳体幹または下肢1級の人 	1乗車につき乗車料金の半額（限度額5千円）	月1枚

※1 申請の月からの令和5年度分を一括交付します。

※2 心身障がい者福祉タクシーの対象となる満85歳以上の人は、心身障がい者福祉タクシーの申請を優先してください（心身障がい者福祉タクシーと高齢者すこやかタクシーの両方の助成を受けることはできません）。

届け出は14日以内に
国民健康保険の
異動の届け出をお忘れなく

市民窓口課保険医療グループ
(☎ 38-5833)

会社等を退職し、職場の健康保険の資格がなくなったり、被扶養者の認定を取り消されたときは、国民健康保険に加入しなければなりません。また、会社等に就職し、健康保険の被保険者証を受けとったときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

国民健康保険税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を取得した月（社会保険等の資格がなくなったときや転入したとき）までさかのぼり課税されます。

異動があった場合は、異動の日から14日以内に市民窓口課で手続きをしてください。





令和4年中の市内の火災・救急発生状況をお知らせします

●問合先 消防本部 (☎ 37-5333)

火災

令和4年中の市内の火災件数は、11件で、前年と比較すると、増減はありませんでした。火災種別で見ると、建物火災8件（前年比1件増）、車両火災0件（前年比0件）、その他火災3件（前年比1件減）でした。

損害額は、1,914万4千円で、前年に比べ1,146万1千円の減少となっています。

出火原因は、放火・放火の疑いが3件、コンロが2件、電気機器が2件、電灯・電話等の配線が2件、たばこが1件、ストーブが1件でした。

また、火災による死者は0人、負傷者は2人となっています。

地域の皆さんには防犯パトロールを始め、住宅用火災警報器の設置や維持管理などの防火対策をしていただいでい

ますが、ちょっとした不注意が火災につながります。日頃から火の取り扱いはもちろんのこと、市民の皆さん一人ひとりが「放火されない・放火させない」環境づくりを心掛けていただくことが大切ですので、ご協力をお願いします。

救急

救急出動件数は2,164件で、前年と比較すると、48件増加しました。事故種別で見ると、急病1,413件(65%)、一般負傷326件(15%)、交通事故114件(5%)などとなっています。また、搬送人員は1,855人でした。

出動件数の中には医療機関に搬送しなかった事案もあり、その多くは本人が医療機関で受診することを拒否したり、酩酊や緊急性がない状態であったものです。

救急車の適正利用をお願いします。

火災概要

内訳		年	令和3年	令和4年	増減
出火件数	建物火災		7件	8件	1件
	車両火災		0件	0件	0件
	その他火災		4件	3件	△1件
	計		11件	11件	0件
死者		1人	0人	△1人	
負傷者		2人	2人	0人	
建物焼損床面積		178㎡	99㎡	△79㎡	
損害額		3,060万5,000円	1,914万4,000円	△1,146万1,000円	
焼損棟数		9棟	9棟	0棟	
り災世帯数		10世帯	9世帯	△1世帯	

救急概要

区分	救急出動件数			救急搬送人員		
	令和3年	令和4年	増減	令和3年	令和4年	増減
火災	2件	1件	△1件	1人	1人	0人
自然災害	0件	0件	0件	0人	0人	0人
水難	0件	0件	0件	0人	0人	0人
交通事故	126件	114件	△12件	104人	101人	△3人
労働災害	14件	13件	△1件	14人	14人	0人
運動競技	6件	7件	1件	6人	7人	1人
一般負傷	303件	326件	23件	268人	281人	13人
加害	7件	10件	3件	4人	6人	2人
自損行為	17件	20件	3件	8人	10人	2人
急病	1,331件	1,413件	82件	1,220人	1,229人	9人
その他	310件	260件	△50件	238人	206人	△32人
計	2,116件	2,164件	48件	1,863人	1,855人	△8人

就学援助制度についてお知らせします

学校教育課学校教育グループ（☎38・5818）

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等を援助する就学援助制度を設けています。

●対象 生活保護世帯以外の世帯の児童生徒の保護者で就学援助基準に該当し、かつ経済的に困りの人

●就学援助基準

- ①生活保護が停止または廃止された人
 - ②市民税が非課税または減免された人
 - ③固定資産税が減免された人
 - ④国民年金保険料が全額免除または国民健康保険税が減免された人
 - ⑤児童扶養手当が支給された人
 - ⑥生活福祉資金の貸付を受けた人
 - ⑦①～⑥に該当しない人で特別な事情で経済的に困りの人
- ※⑦については、家族構成や年齢によって認定基準が異なります。
- 認定基準（所得金額）の目安は下表のとおりです。

世帯人数	家族構成例	総所得
2人	母（30代）、子（小学生）	185万円程度
3人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）	240万円程度
4人	父（30代）、母（30代）、子（小学生）、子（幼児）	280万円程度

市公式 LINE をご活用ください

秘書企画課広報広聴グループ（☎38-5802）

市公式 LINE では、イベントや岩倉市の特徴的な取り組みなどの情報や市政情報などを配信していきますので、皆さんぜひ登録して、ご活用ください。

※なお、このアカウントに対するコメント等に対しては、原則として返信しません。

【登録方法】

STEP 1 アプリをインストールしてください。

LINE の公式サイト等からアプリをスマートフォンやタブレット端末などにインストールしてください。



STEP 2 岩倉市を友だち追加する

または、

- ・「ホーム」の上部右にある「友だち追加」で「QRコード」を選択して、右記の二次元コードを読み取ると友だち追加できます。
- ・「ホーム」の上部の検索スペースに「岩倉市」と入力し、岩倉市公式アカウントを選択すると友だち追加できます。

